

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における役割について

ア 地域ケアプラザ

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

ケアプラザの運営は地域にある課題を多角的に捉え、地域ケアプラザの使命である、『地域の中で市民が孤立することがなく、また支援を要する人を地域で支える「地域づくり」「地域のつながりづくり」などの活動を行う市民にとって身近な拠点であること』を目指し、さらにはあらゆる世代において、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる共生社会」の実現に向けて、活動していくことが大切だと考えます。

近年、人口動態の変化が叫ばれています。相談支援や各会議等、地域の方とのお話し合いの中から特によく出る課題は「認知症への不安」「単身世帯の増加」「見守り」「地域活動の担い手不足」「核家族」「一人親」「ひきこもり」「居場所」といったキーワードが目立ちます。超少子化問題と共に、今後、団塊の世代が75歳以上になる、いわゆる2025年問題に突入しますと、地域包括ケアシステム等の対応策だけでは乗り切っていくことが出来ません。

誰もが、障害、国籍、性別問わず、住み慣れた環境・地域で暮らしていける安定感を持ってくらし、いけることが一番ではありますが、そのためにも、地域で出来る取り組みはあります。予防としての事前対応では、健康寿命を伸ばすという日々の健康増進への関心を高めることや介護予防への取り組み、認知症への理解といった普及啓発活動。また、介護状態になっても、その低下防止または、介護支援といった活動を通じ、幅広い世代の方々が協力し合っていく「地域共生社会」の存在は非常に重要です。その実現に向けて、我々はより地域に近い場所で、自助と共助を基盤に、人と人がつながることができる支援を行いたいと思います。

地域で声が掛け合える、顔見知りになる、といった「つながり」よりも一歩深めた、『違いはあっても相互に大切にされる、困ったときには誰かが誰かにつなげてくれる、自分の居場所がある、人や地域が気に留めて、しかも行動してくれる』人と人、地域と地域、人と地域、色々なつながりをさらにつなげて結びつける、そんな「思いやりの輪」を具現化し、地域社会の幸せをプロデュースしていきたいと思います。

イ コミュニティハウス

コミュニティハウスが置かれている地域の特性をどのように理解し、その地域のニーズをどのように運営に反映していくかを具体的に記載してください。

エリア内小学校は2クラスの学年もあります。少ない児童家庭数と教員数で他校と同じ機能を担うのは難しい面があり、それが地域との交流のブレーキとなる面もあります。それでも地域の大人と子どもたちが知り合える良さは多くの方が実感しているところです。学校の先生方の働き

方改革もある中で、先生方を介在しない地域交流が求められている面もあります。

交流のきっかけの一つとなっているのが、新羽小学校の生徒さんの作品展示です。新羽小学校との連携により、毎月、生徒さんの作品をラウンジに展示をしており、この展示作品を観覧しに、幅広い年代層の方が足を運んでいるのも特徴の一つです。

コミュニティハウスは団体の活動支援だけではなく、自習室を使って勉強したり、ラウンジで好きにおしゃべりできたりする居場所もあります。子どもにも、家庭・学校ではない第三の居場所と目を掛けてくれる大人の存在が必要です。

お楽しみ企画で施設を知ってもらうだけでなく、地域活動を広い世代に知ってもらう取り組みがコミュニティハウスにも必要と考えます。大人が真剣に楽しんでいる活動を子どもに知ってもらうことにより、地域に愛着を持つ、次世代につなぐことなどが実現できると考えます。

地域行事を地域発で発信する、交流の仕組みをつくる、健康を自分たちで守る・・・など様々な活動を地域が推進しています。また活発な地域行事の他に、舟運復活プロジェクト、公園愛護活動、注連引き大蛇百万遍の小学生への継承など、新羽の活動の多くは人とのつながりを大切にし、地域を誇りに思う地域愛をベースにしています。でもまだ関わってくださる方が多いとはいえません。こういった地域の活動に興味を持ってもらうには、趣味・交流活動でも団体登録できるコミュニティハウスのご利用者は出会いの場として広い裾野を持っています。またコミュニティハウスフロアでの活動展示も効果的です。マンションに住む核家族の若い世帯が、仲間内でコミュニティハウスやプレイルームを利用し、地域の活動団体と予約会、利用者会、につばらつばフェスティバルなどのイベントなどで顔を合わせることで知り合うことができます。

館内やラウンジで情報を取ってもらうこともできます。実際にコミュニティハウスの団体がワークショップをしてくださったり、ケアプラザ団体がコミュニティハウスのフロアを使ってカフェを展開し、プレイルーム帰りの親子連れが寄ってくれたり、いろいろな交流の場になっています。



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザ及びコミュニティハウスとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

人口 13,189 人、65 歳以上の高齢人口は 19.5%と、緩やかな増加は見られるものの大きな変化はありませんが、後期高齢者の割合は 11.2%で増加傾向にあります。(2022 年 3 月現在)

【課題】新羽地区の東側は平地で住宅・工場・マンションなどが混在しています。マンションに居住する一人暮らしの高齢者や若い核家族世帯の地域との繋がりが大切だと考えます。西側の丘陵地帯は畑や果樹園などがあり、それに従事する高齢者も多く見られます。新しい住宅やマンション等の建設もあまり見られず、ケアプラザまでも遠いので、高齢者や要援護者の支援が重

要になっています。

南部の北新横浜エリアでは町内会が組織されておらず、高齢者や要援護者のみならず災害時の対策など、地域全体の課題として考えられます。

【将来像】エリア内に市営地下鉄の駅や高速道路環状北線のインターがあることで、交通の利便性から、若い世帯の出入りや高齢になった親の呼び寄せなどが増えることが予想され、相談も多様化していくことが見込まれます。

【連携方法】新羽地区では、健民祭やサマーフェスティバルなどの地域行事だけでなく、たくさんある寺社での行事も盛んです。昔ながらの行事は、現在でいう協議体の機能を担っていると考えられます。小さなものにも足を運び、地域の方々との触れ合いの中から情報交換をしていくことも連携の一つと考えます。また連合町内会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地区地域福祉保健計画推進3部会、保健活動推進委員会などの地域団体と意見情報交換の機会を持ち、課題を把握しつつ活動をサポートし、地域情報と魅力の発信で協働していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザ又は地区センター等との連携について、具体的に記載してください。

新羽地区は8町内会からなる連合町内会と地区社協、民児協によって形成されており、老人会や保健活動推進委員会の定例会や地域行事も含め、地域活動交流・生活支援、地域包括支援センターの4職種が積極的に参加することで、情報や課題を共有しながら連携し取り組んでいます。

さらには、区役所・区社協とは、ひっとプラン港北推進委員会や各部会の打合せに参加し計画推進の支援を積極的に行うとともに、ケアプラザ事業である認知症の理解事業等において連絡や意見交換を行いながら業務を行います。

さらには、エリア内にある医療機関や介護事業所、地区センター、小中学校、高等学校などとも支え合いながら、安心して暮らせる街を目指した事業の実施に努めます。

○主な連携促進の場として

- ・地域ケア会議
- ・定例カンファレンス
- ・職種別連絡会
- ・地域福祉保健計画地区別推進委員会
(各地区地域ケア委員会)
- ・新羽地区サポートスタッフ会議



ひっとプラン全体会議

○区政運営方針との連携について

・重点事業を中心に各分野（子育て・障害・高齢者支援）の支援や事業を実施していきます。

① 高齢者支援

- ・介護予防普及強化学業の実施
- ・元気づくりステーション運営支援

- ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・地域ケア会議の実施（個別・包括レベル）
- ・認知症カフェの開催

② 子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・離乳食教室
- ・子育て支援者会場
- ・パパの子育て教室
- ・サークル活動支援 他

③ 要援護者支援

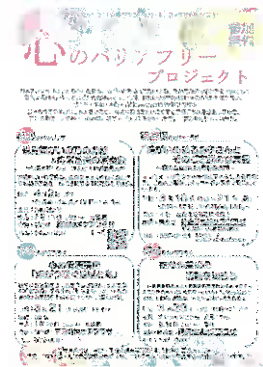
- ・一人暮らし高齢者見守り事業
- ・要援護者支援
- ・個別避難計画策定支援

④他の地域ケアプラザとの連携

- ・隣接及び区内地域ケアプラザ：こころのバリアフリープロジェクト
- ・隣接他区地域ケアプラザ：桜プロジェクト、キャンドルナイト



フレイル予防講座サテライト会場



2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

私たち法人の理念は、障がいの有無や年齢に関わらずだれでも当たり前の生活が地域の中でないうる、またその人らしくよりよく生きることが叶う、そんな社会を創りだすことにあります。そのために、それぞれの施設が持っている当然の役割に加えて、出会うこと、知り合うこと、支え合うこと、これらを地域の中で支援するべく、以下を宣言します。

1. 「共生」を旗印に、地域の中で誰もが安心して共に生活できることを目指し、また、地域へ進んで乗り出し、地域とともに歩み、汗し、息づく活動であること
2. 無知、無理解、偏見、差別という過程を超えるため、障がい当事者等との出会いの場をつくり、障がい当事者等が地域、社会、そして制度を創っていくことを協働すること
3. 障がい当事者等の自立、主体性、参加、選択、決定を大きな柱にして、施設の枠を超え地域で生きることに視点をあて、ノーマライゼーション理念の実践体たること

以上の法人の理念の下、誰でもが共に生き、共に育ち合う地域社会の実現に取組み、地域に根差し信頼される法人を目指しています。

港北区に誕生して29年が経ち、この間、市内に45ヶ所の高齢系と障害系、児童系の入所と通所、居宅支援と多岐にわたる事業展開を行い、障害系事業では特に重度の方の支援を中心にしてきました。

当法人は、その名の通り地域社会の幸せをプロデュースすることで、地域に共生の文化を作ることとを目的として、ニーズに対応するだけでなく、当法人の持つ専門性やノウハウといったシーズの

部分も大事にして、各施設の課題に取り組んできました。また、幅広い事業を展開していることで、ダイバーシティや「誰一人取り残さない」という、SDGsの実践を行っています。

共生社会の実現のためには、職員たちの育成や意識改革、健康管理も重要な要素と考えています。

法人の全職員対象の人権研修や基礎的専門講座、分野別専門研修、施設ごとの研修等、毎年『研修ノート』を作成し、職員だけでなく地域住民や他法人職員等にも開放した公開講座も多数開催しています。しっかりとした研修制度があることで、職員の知識・技術・意識の醸成につながっています。

近年の虐待防止に関わる対応を強化すべく、虐待防止委員会や人権委員会を設けています。

令和4年度からは、アンガーマネジメント研修も採り入れ、職員の意識改革にも取り組んでいます。利用者様への配慮と共に、法人内での職場環境が健康でなければ職員は育ちません。職員が仕事にやりがいを持ち、自分の心身の健康管理にも気を配る意識を持ち、主体的に取組み、働きやすい健康な職場環境作りを推進することを目的とし、法人中央衛生委員会を設置し、課題の共有化を図っています。法人全体で取り組むことで、働き方改革にも速攻で対応することが出来ています。ストレスチェックを50名未満の事業所にも行い、職員全体を視野に入れたきめ細やかな対応を行っています。

当法人が運営するケアプラザは港北区内に4ヶ所あり、それぞれの地域の課題に取り組んできた結果、地域になくってはならない存在となっています。港北区の中にケアプラザと障害系施設を運営している強みを生かし、地域課題に向き合い、これまで地域の方々と共に築いてきたものを大切にしながら、地域共生社会の実現を主導する役割を果たしてゆきたいと思っております。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人全体の令和4年度予算は、約37億円の事業活動収入を見込んでいます。コロナ等の影響も受けていますが、今のところ予算執行は大幅な変更なく推移しています。

事業所数が多いため、予算計画及び予算執行にあたっては制度改正や経済情勢変動、ご利用者の増減等にも対応すべく合理的で安定的な経営基盤を目指して、法人全体を視野に入れた計画的な執行を行なっています。

監査人を導入していることで、財務管理だけでなく、ガバナンスやコンプライアンス等の向上にもつながっています。

また、法人税等は収益事業を行っているため、毎年度正確な税務申告を行い、市・県民税の納付や一般会計においても消費税の税務申告を適正に行い、遅滞なく納税を行っています。

安定した経営を継続させるため、施設ごとの独立採算制を採りながら、余裕のある事業所からは法人への繰入を行うなど法人の財政基盤を築き、弱小の事業所や新規事業所等の立上げ時に掛かる経費等を、法人本部からの繰入や短期貸付を行うことで、財政状況の健全性を確保しています。

入所施設などでは、施設整備等整備積立金を毎年積み立てて、大規模修繕等に対応しています。また、財源の有効活用として、様々な社会貢献活動も行っています。

今後も、運営面だけでなく財政基盤も安定させ、地域から信頼される法人を目指してまいります。

3 職員配置及び育成

(1) 施設長並びに各施設における職員の確保及び配置について

ア 施設長

地域ケアプラザ及びコミュニティハウスを一体的に運営していく上で、どのような経験や資格を有した施設長を配置するのかについてその考えを記載してください。

団体の登録相談や活動支援の比重が大きい施設です。多くの方は活動を楽しみながら歳を重ねていきます。そのライフステージが少しでも安心して魅力的なものであるために、そして後進の方々にその魅力を発信していただくためには、相談部門を併せ、お一人お一人のライフステージに伴走するスキルが必要です。 プレイルームに来る赤ちゃんからコミュニティハウスで宿題をする小学生に始まり→ケアプラザやコミュニティハウスのお部屋を使った地域活動（地域交流）→地域で生き生き暮らす支援（生活支援）→お身体や気持ちに心配なことが起こっても地域で暮らせる（地域包括支援）→お身体の介護必要度合いが増えてきても住み慣れたところに暮らせる（居宅介護支援）と続きます。社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を持ち、長年地域に関わってきた経験を活かすことのできる施設長を置くことで、団体の活動サポートも細やかにしていくことができます。ボランティア活動サポートがうまくいけば、個別の方の暮らしに地域が関わってくれることが増え、また個別の支援が円滑にいくと、地域活動に関わってくださる方が徐々に増えるなどの相乗効果が出ます。

またコミュニティハウスはご利用いただける対象者年齢層が広いと、より広い地域課題や生の声に触れる機会があります。それを各部門の職員とともに地域支援に活かすことができます。

施設長（予定者）については現在勤めている者を継続していく予定です。

イ 地域ケアプラザ

地域ケアプラザを運営していく上で、職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザでは、地域活動交流・地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・居宅介護支援及び通所介護等各事業を円滑かつ相互の相乗効果をさらに高めて行くためには、職員の確保や体制基準に基づく、適正な人員配置は最低限の必要要件と考えています。

従って、現在の新羽地域ケアプラザの職員配置につきましては、配置基準を満たす人員配置を確保し、質の高いサービス提供とサービスの充実を目指して「地域に信頼と頼りになる施設づくり」を推進して行きたいと考えた職員を配置しています。また勤務している職員が仕事しやすい環境を整えることで継続を支え、地域との経験を積んでいけるようにします。

基本的内容

(1) 職員の確保について

日頃から職員間のコミュニケーションを大事にして情報交換・相互理解に努めることが、仕事に対するモチベーションを高め、職員の安定確保につながっているものと思います。

(2) 半年毎に全職員面談を実施し、職員との話し合いの中から意向や要望を聞いております。

また、その中から課題解決や目標設定を行い業務に活かしています。

(3) 必要な有資格者・経験者の確保策

現職の職員の資格取得及び経験者については法人の自主研修助成制度等も活用しながら資格取得及び自己研鑽のサポートをしてまいります。欠員が生じた場合は法人内及び非常勤職員から常勤職員の登用、職員関係者からの紹介制度も活用し、人材の確保に努めます。

(4) 現状の職員配置状況（令和5年2月1日現在）

所長（施設管理者）	・・・	常勤 1名
庶務経理	・・・	常勤兼任 1名
地域活動交流	・・・	常勤 1名（コーディネーター） 非常勤 8名（サブコーディネーター）
地域包括支援センター	・・・	常勤 2名 （保健師・社会福祉士 各1名）
生活支援体制整備事業	・・・	常勤 1名
居宅介護支援	・・・	管理者 常勤兼任 1名（主任介護支援専門員） 常勤 1名（主任介護支援専門員） 非常勤 1名（介護支援専門員）
合計	・・・	16名・（常勤職員 7名・非常勤職員 9名）

その他現状での配置の特徴として

- ・メンテナンス専任の非常勤スタッフがいます。
- ・外部委託業務である清掃や点検のスタッフとも密に情報共有しながら清掃、点検、メンテナンスを行っています。
- ・5階にある地域生活支援センター海・基幹相談支援センター（総勢職員数40名）とも協力体制ができています。

ウ コミュニティハウス

コミュニティハウスを運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記述してください。また、この組織体制が、コミュニティハウスの管理運営を行っていく上で優れている点を示してください。

上記組織体制における各職員の業務種別について、業務内容（所掌事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。

《職員配置》（令和5年2月1日現在）

<input type="checkbox"/> 所長（施設管理者 ケアプラザ所長兼務）	・・・	常勤 1名
<input type="checkbox"/> 事務職員	・・・	常勤兼任 1名（庶務・経理）
<input type="checkbox"/> コミュニティハウス	・・・	非常勤 8名（サブコーディネーター 団体の予約事務や部屋貸し出し、活動サポート、 プレイルーム自習室の個人利用者のご案内 日勤帯3名 夜間帯4名でシフト制。 ほかメンテナンス専任非常勤1名）
☆合計	・・・	10名（常勤2名 非常勤8名）

優れている点 ケアプラザと一体であるために登録までの聞き取りや確認、活動開始の確認事項、お部屋や終了時の方法の案内、利用後の感想、利用アンケートにいたるまで細やかに設定しています。両施設の団体数多く、活動状況を知るスタッフが、常勤非常勤を問わず活動を円滑に続けるためのアドバイスができます。

ケアプラザの地域交流や生活支援と協働で企画することにより、楽しむ企画から施設を知るだけでなく、地域活動ボランティア活動について知る触れる交流する機会を予約会交流会などで作ることができます。またどちらも知るスタッフが両施設の団体を橋渡しし、他のボランティア活動で演奏協力したりする相互交流が可能です。

その他現状での配置の特徴として

- ・メンテナンス専任の非常勤スタッフがいます。
- ・外部委託業務である清掃や点検のスタッフとも密に情報共有しながら清掃、点検、メンテナンスを行っています。
- ・5階にある地域生活支援センター海・基幹相談支援センター（総勢職員数40名）とも協力体制ができています。

職員採用にあたり、必要な資格はありませんが、

- ・人と対応することが好きであること
 - ・2つの施設の運用を理解したうえで団体にとって最善の利用方法を提案するスキルが習得でき、団体の登録相談を受けられること
 - ・ご利用者側の視点に立てること
 - ・パソコンの習熟や企画への提案含め、新たなことにトライできること
 - ・清掃や早めの小さな修繕などに気付き、ご利用者の安全を確保できること
- などが求められます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

研修について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

研修計画概要

- ① 施設内研修（個人情報保護・防災・救急対応・権利擁護・虐待・苦情・ハラスメント）
- ② 法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
- ③ 市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④ 市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤ 介護保険事業者研修（法人内研修・外部研修・資格更新研修他）

その他

個人情報保護・防災・救急法・権利擁護・苦情はラスメントの年間を通じた研修等は現在ほぼ定例化されていますので、それらを計画的に実施して行きます。

法人のケアプラザ合同の研修も、現状に準じ、継続していきます。新採用常勤であれば法人主催の必須研修もあります。

また、法人独自に「研修ノート」を作成し事業所間で年間計画がわかり、参加できるように工夫しています。外部研修も積極的に活用します。

外部からの案内を所内メールや紙ファイルで職員に周知し、希望・必要に応じて、勤務内で派遣します。

法人研修計画

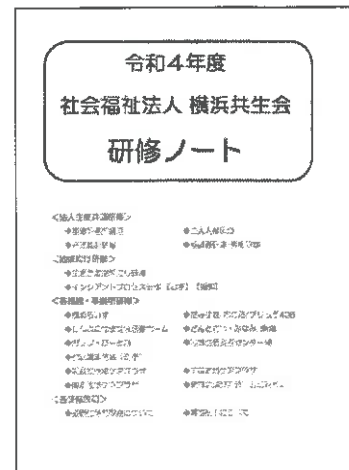
- ・「研修ノート」において各事業所の年間研修計画作成
- ・基礎的専門講座
- ・目標達成プラン
- ・法人ケアプラザ合同研修

主な内容：事例検討・虐待防止・家族支援・制度理解 など

事業所研修

新羽地域ケアプラザ職員年間研修計画

各部門年間予定表を作成し内・外部研修へ参加。

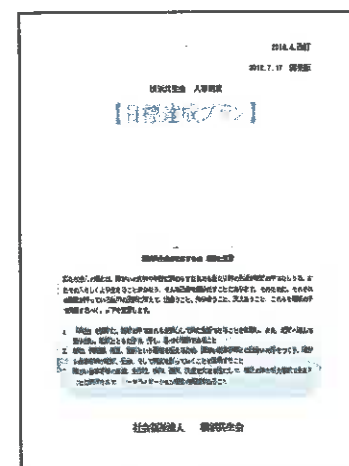


令和4年度 研修ノート

育成について

職員育成システムとしては、常勤職員には法人の「目標達成プラン」という目標管理・面談のルーティンがあります。各職員が年間の目標設定シートを作成し、振り返り、評価する等、自己研鑽の機会を設定し、やりがい・働きがいの感覚を醸成することで、職員の定着化を図っています。

パートタイム職員についても、普段のミーティングや定期面談等を通して、やりがいやスキルを高めます。



目標達成プラン

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設も10年を過ぎ安全確保及び長寿命化の観点から日頃より不具合等を記録し、早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。

施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が大切と考えます。

そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づき施設・設備の定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

さらに、施設管理の安全性を高めるためにも積極的に研修に参加し保守管理に努めます。

なお、総合設備点検、空調設備、消防設備、電気設備、機械警備、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については専門の委託業者と契約し実施してまいります。

また、法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと日常点検として職員による巡視点検を行い、日常の衛生管理についてもご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・備品管理に努めてまいります。

予定実施内容

(1)維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施いたします。

- ・施設を安全かつ衛生的に保ちます。
- ・施設の機能及び性能等を保ちます。
- ・合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ・建物や設備機器等について点検を行い、劣化・破損等の早期発見に努めます。
- ・環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

(2)日常の維持管理について

- ・清掃(委託業者)
- ・設備、防火、防犯点検(委託業者・職員)
- ・建築物、設備自己点検(職員)

(3)定期の維持管理について

- ・定期清掃(床・窓・照明・空調：委託業者)
- ・エレベーター、自動ドア点検(委託業者)
- ・消防設備点検(委託業者)
- ・建物、設備総合点検(委託業者)
- ・電気設備点検(委託業者)

(4)その他

横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し適切な施設管理に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

ご利用される方に安心、安全に施設をご利用していただけるようにすることは指定管理者として最も重要な責務と考えております。

従って、マニュアルの整備や職員の意識づけはもちろんのこと、事故時・緊急時に「人命最優先」を念頭に置き的確に対応できるように新羽消防署のご指導のもと訓練を行ってまいります。

さらに、福祉避難所の機能を発揮できるよう応急備蓄管理やマニュアルの整備等、常に適切な維持を行います。また、地域と日ごろから災害時の役割や対応について情報を共有してまいります。

(1) 事故防止

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力し、さらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・日々の設備器具等の安全点検を行うと共に朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図ります。
- ・ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいないか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡視点検を行い早期に発見、把握し必要に応じ対策を講じます。
- ・他施設で起きた事故情報を職員会議などで共有し、予防策の検討をします。

(2) 緊急時の対応

事故発生時には「人命最優先」のもと、「事故防止・事故対応マニュアル」を活用し迅速に対応に当たります。また、同時に事故状況の確認及び情報を収集し、横浜市にその旨を報告するとともに事故対応を適切かつ迅速に行います。

さらに、指定管理者の責めに期すべき事由により損害賠償が発生した際にはその損害を賠償し、再発防止に努め責任義務を果たします。なお、緊急時の連絡体制につきましては職員専用の緊急連絡網を使用し連絡体制を整えます。

また、急病時の対応として利用者の急病やケガ等に関して、保健師職のみならず、職員の誰もが応急手当てを心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。

(3) 事件防止

館内外の巡視点検の際に不審者や不審物の発見に注意をしながら見回るとともに、施設の確認、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。さらに地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。

また、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には地域ケアプラザの役割である、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所である「福祉避難所」を開設するため、日ごろから災害に対する意識を持ち、防災訓練時には開設に関する訓練を実施いたします。

毎年開催される港北区福祉避難所連絡会等に参加し最新の情報収集を行います。

(1) 事前準備

福祉避難所の開設については防災訓練において、全職員に周知徹底を図ります。

応急備蓄の保管場所についても防災訓練時に確認し非常時に備えます。

(2) 運営方法

震度5強以上の地震及び他の災害等において開所時間外の場合、職員を参集し「福祉避難所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、福祉避難所の開設準備に入ります。さらに福祉避難所開設要請時は区役所、地域住民、関係団体等と協力し対応に当たります。

イ 災害や感染症に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や感染症に備えるための取組について、具体的に記載してください。

(1) 防災

ご利用される方の安全のため、職員の誰もが自然災害(地震、風水害等)や火災などの発生時に対応できるように防災訓練を年4回実施します。その際に災害時に行うべき優先行動を把握し、災害の際に行うべき行動に漏れがないように、実際の災害を想定した訓練いたします。

また、施設をご利用される方に対しては初回施設利用時及び1年に1回避難誘導路の説明をいたします。

防災訓練内容

- ・災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練いたします。
- ・ご利用団体やプレイルーム、自習室ご利用の個人利用者にも参加を呼びかけます。
- ・消火器、避難口の確認を反復して行います。

(2) 災害時の対応

災害時の対応につきましては港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況などは迅速に行い港北区へ報告します。

(3) 風水害時の対応

台風や豪雨などの風水害は、正確な気象情報を収集することにより、予想される事態において、早めに避難するなどの対策を取ることができ、浸水想定区域内にあるケアプラザ・コミュニティハウスの被害を最小限にとどめることができます。

情報収集においては、テレビやラジオで発表される気象庁からの警報・注意報や、消防団、警察署、市・区のツイッターや横浜市防災情報などを活用し、迅速に対応いたします。

(4) 感染症対策

日頃から感染症や来館者の嘔吐対応などで、拡散することのないよう対応研修をします。また最新の情報を確認しつつ、来館者と取りうる感染予防対策が取れるよう衛生品を確保するとともに用法や依頼の掲示をします。

災害により福祉避難所を開設した際には、避難者が感染予防上必要な適正な間隔を取り、身体を休められるようにします。

その会場レイアウトを想定した訓練や備蓄品の準備をします。

適正な換気に努め、また間仕切りなどの対策も積極的に使いつつ、協力医や地域の医師看護師などの医療職にアドバイスを求め、最善の対策を取ります。

自治体の推奨する感染予防対策アプリも導入し、市民に活用をお勧めします。ワクチンが有効な場合にはその接種支援や情報発信支援をします。



【避難訓練】
職員、利用者とともに

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

貸館

利用ご希望の団体は、「団体登録」の種別に従って異なる条件でご利用いただきますので、登録時の種別判断には適正を期します。月1回の「貸館受付会」で利用希望枠が重なった場合、団体同士の話し合い・譲り合いで調整していただきます。

営利目的・政治活動等は予め禁止し、実施されているイベント内容に気を配り、公的施設としての中立性担保に努めます。

相談

利用者に提供される介護サービス等が特定の種類や事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に提案・調整し、インフォーマルサービスを含めた、多様な事業所等から総合的かつ効率的に支援が届くようにします。

これは、当ケアプラザの地域包括支援センターが相談者と居宅介護支援事業所をつなげる場合も同様です。当ケアプラザでは、居宅介護支援部門のケアマネジャーの数を適正に抑え、他法人のケアマネジャーも積極的に紹介しており、今後もそのようにしてまいります。

(5) 利用者のニーズ・要望への対応

利用者の意見及び要望等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

お客様の満足度は、お客様が「自分の意見・希望が実現した」と感じる時に高まる、と考えています。職員なりにベストを尽くしながらもそれが独善となることのないよう、ご利用のお客様や地域の方々が意見・苦情を伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

具体的には

- 1 明るい挨拶をはじめとして、職員側からのコミュニケーションを図ります。
- 2 掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を伺いたい旨をアピールいたします。
- 3 毎月1日の利用予約会でも利用団体との意見を伺います。
- 4 運営協議会・地域の方の会議等で率直な意見交換を行います。
- 5 区内のケアプラザで統一の様式を用いたお客様アンケートを、今後も年1回実施します。抽出した課題は各部門の会議等で検討して対応策を講じ、アンケート回答結果とともに情報ラウンジの「開示情報」コーナー等で公表します。
- 6 苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会およびその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めた体制とっています。
- 7 ご意見・苦情は初期対応が大切となるため、統一した初期対応マニュアルで対応いたします。
- 8 苦情受付担当者及び責任者が不在の場合、どの職員でも不在時の対応ができるように研修を行います。
- 9 利用者等から寄せられた苦情等は苦情受付書に記録し、「内容→想定原因→対応経過→結果→再発防止」の順番で対応していきます。



苦情解決第三者委員用ポスト

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護

個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であると考えます。そこで、個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定し、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する社会的責任を果たすことを目的に、「横浜市の個人情報の保護に関する条例」等に基づき全職員に対し研修を行い、「個人情報の保護」の理解に取り組んでまいります。

- (1) 毎年全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報漏えい防止チェックシートに記入し「個人情報保護取扱い遵守に関する誓約書」に全職員が署名し職員の認識・理解度を確認いたします。

- (2)新採用職員については新任研修を実施し(1)を盛り込みます。
- (3)各会議において定期的に個人情報保護等の取扱いに関する確認を実施し個人情報漏えいの防止に努めてまいります。
- (4)「全体マニュアル」・「各部門マニュアル」を作成し、周知徹底を図り個人情報漏えいの防止に努めます。
- (5)個人情報の利用目的、基本方針については施設内に掲示し、ホームページにも掲載しております。
- (6)提供票、利用申し込み書等で個人情報を含む内容をFAX、郵送する場合は必ずダブルチェックを実施し、誤送付や誤送信を未然に防ぐ努力をしております。
- (7)法人内の「個人情報管理委員会」や法人定例会議の「運営会議」「連絡調整会議」において事例検討などを行い、法人全体で個人情報・情報の公開への取り組みを行ってまいります。
- (8)横浜市が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加することはもちろん、職場内研修として、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の全職員へ周知徹底を図ります。
- (9)法人の定める「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規定」や「職員倫理規定」に基づく行動指針等に従い適正・適切な個人情報の管理に取り組んでまいります。

情報公開

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をいたします。

法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人ホームページを通じて広く公開すると共に、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。

人権尊重

私たちは横浜市の施策である「横浜市人権施策基本指針」に従い、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、法人主催の人権研修においても、日々の業務を見直す機会と捉え、常に人権尊重を意識してまいります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

公共施設を運営する上で環境への配慮は欠かせないものです。施設全体で環境問題に意識を持って研修・教育を行い、「ヨコハマ3R夢」に沿ってごみ減量化や分別を積極的に実施し資源の有効活用に努めるとともに、省エネ対策に取り組めます。

ごみの分別を積極的に進め、缶・ビン・ペットボトル・古紙・プラスチックなど、日ごろから分別に心がけリサイクルへの意識を高めます。すぐにごみとなるものを購入しない、もらわない、

リサイクルしやすい製品を使用するなど、ごみそのものを減らす努力を行います。中でも特に、リデュース（発生抑止）の取り組みを重視し、使い捨てのものを使用しないことや繰り返し使える容器を使用、梱包素材の無駄を省くなど、日々の積み重ねに努めます。

省エネ対策として、空調・照明・電気機器などの節電及びクールビズ・ウォームビズ等を推奨し、貸館利用者等にも理解を求めます。施設には各階にうまく電気がいきわたるようにし、電気の瞬間使用量が上がらないようにする電気削減システムが入っています。

市内中小企業優先発注

指定管理者として「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めます。

現指定管理期間の実績で高額のものとしては、建物・設備の清掃や保守は、指名競争入札を行いつつ、一貫して市内中小企業に委託してきました。今後も、規程に従って指名競争入札や見積り合わせを行う場合には、市内中小企業を優先し、受注機会の拡大を図ります。

男女共同参画推進等

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を実行すべく、「横浜市男女共同参画推進条例」に沿いながら、人権研修等を活用して推進してまいります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

より多くの福祉保健活動団体等が公平に利用できるよう、毎月1日に「貸館予約受付会」を実施することで場の提供をしています。利用希望枠が重なった場合は、団体同士の話し合いを推奨するとともに、公平かつ円滑に行われるよう職員が配慮しています。

情報提供については、貸館や団体の活動については、新規団体の登録及び利用へとつなげるため、サークル紹介の掲示、事業を通じた団体の活動体験などを積極的に行っています。

ケアプラザとしての情報については、広報紙の発行（配布・掲示・回覧板など）の他、地域の会合や活動の場で周知し、

ホームページ・フェイスブック
・ラインなどで告知するなど、幅広い広報媒体の活用によって、より広く情報提供しています。

今後は、SNSの活用とフォロー、ホームページの充実に取り組み、多世代に向けて情報の発信し利便性を高めながら、施設の稼働率向上に取り組みます。



【参考実績】

1. 登録団体数 ※令和5年1月31日現在

現在はケアプラザ・コミュニティハウス合わせて214団体となっており、港北区区内でも稼働率の高いケアプラザとなっております。内訳は下記のようになります。

【団体Ⅰ】	106団体
【団体Ⅱ】	41団体
【団体Ⅲ（有料利用）】	0団体
【団体Ⅳ（福祉目的の法人利用）】	5団体
【コミュニティハウス】	62団体

2. 利用者数及び利用件数と稼働率 ※令和5年1月31日現在

	年度	利用者数	利用件数	稼働率
ケアプラザ	令和3年度	12,940	1,360	36.7%
	令和4年度	14,568	1,353	43.0%
コミュニティハウス	令和3年度	3,573	844	31.9%
	令和4年度	5,615	882	39.9%

個人利用	令和3年度利用者数	令和4年度利用者数
学習室	318	369
プレイルーム	1,789	1,167

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域の身近な相談窓口として、地域住民や事業への参加者が、ちょっとしたことでも気軽に相談しやすい環境づくりに取り組み、ニーズのある方々のための社会資源の場としてまいります。

区役所をはじめ、地域の相談窓口（基幹相談支援センター）など関係機関との連携を図りながら、相談者と一緒に課題に取り組み、気軽に相談しやすい環境を作ることに努めます。

高齢分野に関しては、各種事業や居場所や交流の場となる「オレンジカフェ」「カフェ・ド・らんらん」が定着してきており、引き続き活動の支援や活用を図ります。

子育て支援や障害児(者)支援については、区事業の「赤ちゃん会」、地域の福祉保健団体との共催「たんぽぽにっば」、主催事業の「パパ講座」などの場を通して、情報提供を行い、必要な場合は関係機関につなげていきます。

各分野ともにホームページやLINEなどのSNSも駆使して発信につとめます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（他の市民利用施設等）との連携について

地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

部門を越えた横断的な職員間の内部連携と、地域支援を包括的に捉え、日頃からの関係機関との連携を図ることが必須であると考えます。そのための各種会議や定例会の他、日頃より些細なことでも「報・連・相」といったコミュニケーションを大切にし、相互理解と共通の認識をもち連携を図ることを大切にしています。

1. 部門間連携

情報共有や施設の運営管理及び業務等の検討の場として、各種ミーティングや定例会を行い、各事業の進捗状況や課題・問題についての情報交換をしながら、効率的・効果的に事業や業務が行われるよう方向性を話し合います。

今後も常に改善を繰り返し、円滑かつ効率的な管理運営を目指します。

また効率化という点については、ケアプラザとコミュニティハウスの複合施設において、限られた人員で2施設分の複雑な運営を、細やかな連絡や情報共有を大切にしながら、配慮・対応をしていきます。

施設の運営管理及び職員間連携の場として

- ・ケアプラザ運営会議
- ・4職種ミーティング（地域交流・地域包括支援センター・生活支援）
- ・全職員ミーティング
- ・常勤スタッフ定例会（各事業の進捗状況や課題・問題等の情報交換）
- ・地域交流ミーティング

運営法人による部門別会議（新吉田・下田・樽町・新羽）

- ・地域包括支援センター部門
- ・地域活動交流・生活支援体制整備部門、コミュニティハウス事業
- ・居宅介護支援部門

主だった関係機関との会議等

- ① 区役所・区社協・ケアプラザ・地区センター・コミュニティハウス
- ・定例ケアカンファレンス
- ・ひっとプラン港北地区別推進会議
- ・地域ケア会議
- ・施設関連携会議
- ・職種別連絡会
（社会福祉士・保健師・地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター）

②介護保険各種事業・医療関係

- ・地域密着型サービス事業所運営推進会議
- ・介護医療連携推進会議
- ・港北事業者連絡会（ガンバ港北）
- ・横浜市港北区医師会地域包括ケアシステム部会

③障害児者支援

- ・港北区自立支援協議会
- ・こうほく高次脳機能障害支援ネットワーク
- ・移動情報センター運営会議

④子育て支援、福祉教育支援

- ・ココめーる編集会議
- ・小中学校との連携

2. 関係施設、関係機関等との連携

新吉田・新羽エリアでは施設長会議を持ち、より良いご高齢者支援、今後の施設に求められるもの、ビジョン等を常に確認しあっています。

地区内の小中学校とは、福祉教育・職業体験などを受け入れたり、認知症の理解に向けた取り組みを行っています。また高校とはボランティア部がケアプラザ事業や地域団体のイベントを通じて若い世代との交流や福祉保健活動の啓発を行っています。

コミュニティハウスもあることから新田地区センターとの連携や情報交換を大切にすると同時に施設間連携会議へ参加しながら港北全体の施設と顔の見える関係作りに努めています。

さらに、新羽地区の医療機関・高齢者施設・小規模多機能居宅介護事業所・グループホームなどとも、認知症の理解を広めるオレンジの輪プロジェクトや運営推進会議、地域ケア会議等への参加・協働を通じてお互いの連携を深め、地区の実情に沿った地域包括ケアシステムの構築を共に目指します

次期指定管理期間も、担当エリア内外を問わず、子育て支援・障害児者支援・高齢者支援・地区センター等と顔の見える関係構築のもと、ケアプラザが地域の身近な窓口となり、関係機関へつなぐ役割も担える存在として機能できるよう努めてまいります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関係機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関係団体や関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取り組めます。

地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人会等）との連携をさらに深めるため、日々の各種会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行っていきます。

(1) ひっとプラン

地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進について、地域活動交流・生活支援・地域包括支援センターが一体となり、各地区における地域福祉のネットワーク構築や強化を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともに行ってまいります。

(2) 関係機関

区役所・区社協・各施設・事業所等とは、複数の定例会議への参加を通じ、情報交換の他、各種啓発事業や個別の相談支援や個別の相談支援などについて各種調整や双方向のやり取りをしながら、連携強化に努めます。

民生委員・主任児童委員とは、その定例会議に地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援の職員が適宜参加するとともに日常の個別支援でも情報共有・協力する関係性を構築しており、今後もその連携を大切にまいります。

地域の関係団体や福祉・保健・医療機関とは、個別の相談においての協働や包括的継続的ケアマネジメント支援事業における各種連絡会等で情報・意見交換しています。

今後も、各種会合や地域活動への参加や協力を通じて地域のネットワーク構築を支援します。

【地域との情報共有の場について】

- ・運営協議会
- ・地域ケア会議
- ・エリア内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議・介護医療連携推進会議
- ・地域福祉保健計画地区別推進委員会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・地区社会福祉協議会、サロン、老人会、イベント等

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区政運営方針の中における「地域で支えあう福祉・保健のまちづくり」を視野に入れながら、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北」をはじめ、高齢者、障害児者、子育て支援を柱に、地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した、地域ケアプラザとしての強みを生かした取り組み・事業を積極的に実施します。

また、コミュニティハウスとの複合施設という強みや、同建物内の地域生活支援センター海・基幹相談支援センターとの連携体制を生かし、区役所とともに地域に根差すことで安心して暮らせる多世代での地域包括ケアを目指します。

各分野の実績（子育て、障害、高齢者支援）

①高齢者支援・介護予防支援

- ・介護予防普及強化事業の実施

- ・元気づくりステーション運営支援
- ・サークル支援（地域の団体や自主グループ等）
- ・認知症サポーター養成講座の開催（中学校、銀行、老人会、町内会など）
- ・認知症カフェの開催

②子育て支援

- ・赤ちゃん会
- ・たんぽぽにつば
- ・パパ講座
- ・子育てサークル支援

③要援護者支援

- ・一人暮らし高齢者見守り事業
- ・要援護者支援
(ひっとプラン港北地区計画事業も含む)
- ・個別避難計画作成支援

④障害児者支援

- ・鉄トーク、草木染等



たんぽぽにつば「制作」の風景

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区計画の推進について

区地域福祉保健計画の区計画及び地区計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チーム（サポートスタッフ）のメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

新羽地区では「情報発信」「健康づくり」「住民交流」の3部会形式で計画推進をしており、各職員が区役所や区社協と連携をとりながら部会の打合せや企画、全体推進会議等の支援を行っています。令和3年度にスタートした第4期も、地域に対し率先して推進支援に努めます。

地域福祉保健計画や地区社協計画等により、地域住民主体での活動は積極的に行われていますが、活動目的や活動による効果を、常に言葉や書面にして伝え地域で共有していく必要があります。

区や区社協と毎月開催する定例カンファレンスの充実を図り、支援方針の協議を4ヶ月に1回行うなど定例化することにより、4職種全員が、地域課題や支援方針について共有し、地域活動に参加する際に、必要な助言やサポートを行えるよう取り組んでまいります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

区役所・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら、高齢者・障害児者・子育て支援を実施します。

利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれることなく事業の効果を見極めながら内容の発展充実をさせていきます。

高齢者支援：民生委員・保健活動推進員とともに拠点を活用しながら地域の実情に合わせた形で、課題や対象者を見極めながら、社会資源としてのグループ化を目指した企画運営を行います。

障がい児者支援：支援機関や当事者団体との連携の強化を行い、地域住民の障害理解及び障がい児者の活動の場や居場所作りに取り組みます。

子育て支援：父親同士のつながり作りや障害児に関する相談や交流の場作りを進めます。

地域・一般：地域の福祉保健拠点としてより身近な施設として認知されるとともに福祉保健活動団体として活用していただけるよう、多世代の方が集えるような企画や、縁のないと思われる若い世代・中年世代が参加できる事業も企画し、今後の担い手発掘や育成につなげます。登録団体の協力のもと事業を実施し、団体の活動の活性化や自主化へのサポートを進めます。また、不登校児や障害児者の居場所、困窮の子育て世帯等について、民生委員や地域団体、区や区社協、地域包括支援センターらと協力しながらニーズを把握し支援に取り組みます。

主な事業

(1) 高齢者支援事業

- ・元気塾
- ・音楽でコグニサイズ

(2) 障がい児者支援事業

- ・心のバリアフリープロジェクト
(共生会 4 館合同企画)
- ・草木染
(福祉作業所 ほっと・館との共催)
- ・鉄トーク
(基幹相談支援センターとの共催)

(3) 子育て支援事業

- ・パパ講座

(4) その他一般向け

- ・にっぽらっばフェスティバル
- ・ドレミっば♪新羽音楽会
- ・中高年の女性向け講座
- ・男の料理教室(中高年の男性)



音楽でコグニサイズ



鉄トーク

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

- ・子育て、障がい児者、地域支援活動など定期的な地域福祉保健活動を行う諸団体には優先的に貸館の確保やその事業の継続のための支援を続けていきます。
- ・既存の団体に対しても、活動の活性化のため、利用者全体会や交流を兼ねた事業を開催していきます。
- ・他のケアプラザ、福祉施設などと協働、連携して、館内にとどまらない活動・披露の場を提供することで、団体の活性化を支援します
- ・夜利用を促進するために、コミュニティハウスとともに若年層世代に向けて、フェイスブックやLINEといったSNS ツールを使った活動推進のPRをしていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

事業に協力して下さるボランティア、及び今までの自主事業から立ち上がったボランティアグループの活動を、メンバー補充のためのPRや相談助言によって支援します。また、それらのボランティアの懇談会を実施して、交流を促進し、意見等を把握します。

地域活動交流及び生活支援コーディネーターが中心となり、新規の活動希望者の相談に随時対応して適切な活動の場につなぐとともに、目的別のボランティア講座を企画して、育成に取り組みます。

地域人材をボランティア活動に結びつけるため、求める技能や活動内容を具体的に絞って広報紙等で呼びかけることの効果を実感しています。

また、「よこはまシニアボランティアポイント事業」も区内の生活支援体制整備事業の一環として、生活支援コーディネーターが中心となり、独自に企画しながら、新たな担い手の発掘手段として活用します。

〈参考実績やボランティア養成について〉

- ・ボランティア登録者数（令和4年12月末現在）

個人： 36名 団体： 7団体

- ・「オレンジカフェ」
- ・「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」
- ・「ボランティアをやってみようと思ったけれど」



ボランティアフォローアップ講座
「ボランティアをやってみようと思ったけれど」

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

・日常業務や地域行事等へ積極的に参加し、そこで得られる情報から、困りごとや地域課題を把握します。

・地区社協、地区民児協等、地域福祉を支える関係機関への定例会等に、担当職員が出席し、顔の見える関係を継続すると同時にケアプラザからも情報を提供し、個別相談や事業等での協働を發展させ地域力の向上を目指します。

・各種団体に関する情報を他の機会・活動・団体への提供を継続するとともに、さらに充実させ、ネットワークの輪を広げてまいります。新しくなったホームページや昨年度より始めた LINE の周知と発信に力を入れてまいります。

貸館団体も幅広い意味で保健福祉団体であり、大切な社会資源として、つながりを持ちながら情報提供や収集を行います。

各種団体との連携

- ・新羽地区民生委員児童委員協議会
- ・新羽地区社会福祉協議会
- ・地域ケア委員会
- ・各種貸館団体
- ・老人会
- ・保健活動推進員



地区社協研修会の様子

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

高齢者のニーズをより細やかに拾い上げるため、単一町内会ごとの情報収集に努めています。世帯状況や社会参加状況に関する公的データだけでなく、地域包括支援センターと連携して、ケアプラザへの相談状況や自主事業でのアンケート結果を利用し、ニーズを把握・分析していきます。

貸室利用者の声、地域行事への参加者の声を聞く機会を、積極的に持つようにします。地域活動交流部門とも情報共有を密にし、地域に還元できることを考えます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域でのイベントにも積極的に参加し、そこで出会った企業や団体と連携できる可能性を考え、そのカードを増やせるようアンテナを張っていきます。

イベントのお知らせなどをきっかけに企業や店舗などに出向き、社会資源につながる情報を求めて足を運ぶよう心がけています。

区内生活支援コーディネーター連絡会を利用して、企業との連携について協議を重ねていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

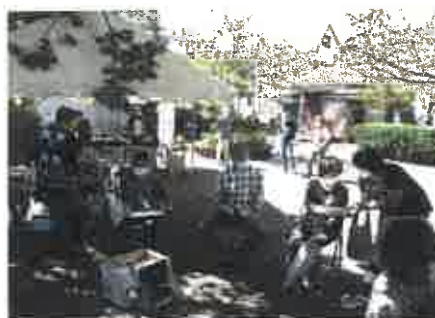
高齢者が生き生きと暮らせるしくみと言っても、何から検討するのがそこで暮らす人のためになるのかは、圏域のなかでもエリアによって異なります。そのエリアに合った協議の場を考えています。

・ケアプラザから遠いエリアでは、地域の人が集える場について話し合いを続けています。大勢で集まることが難しい時期でも、今のうちにできることはなにか協議しました。

・現役を退かれてから地域で活動するという方が多いエリアでは、まずはニーズ調査を地域と一緒に実施しました。



みどりの輪きたにつば（協議体）



屋外での敬老のつどいでアンケート

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

すでに地域で活動している方にも「よこはまシニアボランティアポイント」を紹介することで、活動継続を支援しています。

ボランティアグループによるサロンが立ち上げから5年になりました。その時々ニーズに合ったサロンになるよう支援し、高齢者の活動の場だけでなく、障がい者の社会参加の一步にもなっています。

ケアプラザへは遠くて一人で通えない方が通える体操教室を、町内会の協力のもと開催しています。そこから別の活動へつながる方も多くみられ、拠点の役割を果たしています。



功労表彰を受けた「コーヒーボランティアらんらん」



みなみくらぶ

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域の適切なサービス機関や制度の利用につなげる支援を行います。その一つとして地区の民児協定例会や8町会地区の地域行事に参加し、相談しやすい環境づくりを行い、また地域の情報収集も行っています。相談支援をするにあたり、研修等へ積極的に参加しながら職員の資質向上にも努めています。

※ 地域包括支援センター職員配置（保健師+社会福祉士 2名体制）

総合相談年間件数

令和元年度 3,206 件

令和2年度 2,399 件

令和3年度 1,283 件

令和4年度 1,002 件

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で暮らし続けることができるよう、認知症キャラバン・メイトとともに地域の方々にヒアリングを実施しています。そこで得られたニーズに基づき一般住民に向けて認知症サポーター養成講座を開催します。また地域住民・学校・金融機関等に向けても継続的に開催し、認知症についての正しい理解と対応についての普及啓発に、キャラバン・メイトが主体的に努めることが可能となるよう支援します。認知症サポーター養成講座をはじめ、スリーA活動の継続と自主化へのサポート、認知症カフェ等を通じて、認知症の方や家族への継続的な支援を行っていきます。



オレンジカフェ



認知症サポーター養成講座

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(1) 高齢者虐待の未然防止・早期発見と適切な対応・養護者支援

高齢者虐待防止ハンドブックの普及啓発や関係機関との連携強化のための会議、研修を実施し、高齢者虐待の早期発見、対応、継続的な支援を行っていきます。支援における役割分担を明確にし、関係機関と連携し適宜必要な対応を行っていきます。

(2) 成年後見制度やエンディングノートの利用促進

成年後見制度について、個別相談会や広報活動等を通じ普及・啓発を行っていきます。また港北区成年後見サポートネットの参加、協力により日頃より関係機関と連携しながら支援を行っていきます。引き続き地域住民、関係機関と連携を図り、成年後見制度の利用促進のため無料相談会や講座の開催、エンディングノート普及啓発を行っていきます。

(3) 消費者被害への対応

地域住民や関係機関との連携により、消費者被害の未然防止から発生時の対応まで適切に行っています。地域住民や地域の福祉保健関係者や居宅支援事業所等より、消費者被害の報告があがっている現状もあり、地域住民や福祉保健関係者等への消費者被害の情報提供、相談先の周知を行っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域共生社会の実現に向けて、介護保険や高齢者福祉関係のみではなく、子ども、障害者、生活困窮者支援機関等、多岐に渡る分野で制度横断的に、地域包括支援センター圏域単位のみではなく、市町村単位や都道府県単位等、様々なレベルでの協働が必要となっています。

担当圏域も高齢者は望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な課題があることから、高齢者が本人の機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活を継続可能とするために本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助していくマネジメントを展開していきます。ケアマネジャーがついていない場合は、直接個別支援を行っていきます。

高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療等、地域の関係機関との連携により、ネットワーク構築の強化を図ります。

福祉施設・医療機関・在宅を通じた地域における包括的継続的ケアマネジメントを実施するため、日頃より関係機関との連携やケアマネジャーとのネットワーク、福祉保健団体等の協力等の支援を行います。積極的に地域に出向き、インフォーマルサービスとの連携を強化するとともに、地域活動交流とも連携しながら地域に向けて啓発や情報発信をしてインフォーマルサービスの充実を図っていきます。

また、支援者間連携は相互に公正・中立な立場で行い、ケアマネジャーへの支援として、困難で複雑なケースでさまざまな地域資源の活用が必要な場合には、地域ケア会議を活用したケアマネジメント支援を積極的に行っていきます。

ケアマネジャーの実践力向上支援として、ケアマネジャーからの相談内容や利用者及び家族等からの苦情等からニーズを把握し、ケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を開催し、圏域のケアマネジャー対象にケアマネジャー同士の顔の見える関係性の構築をより強化していきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護を提供することが重要と考えています。

このため、医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、港北区役所、港北医師会、港北歯科医師会、港北薬剤師会、訪問看護連絡会、港北区在宅医療相談室、港北区在宅歯科相談室、港北事業者連絡会、地域包括支援センターが、高齢者支援ネットワークの会において連携しています。

協力医のサポートも得ながら、地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案、地域の関係者との関係構築・人材育成、それに基づいた取組みの実施を行っていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

高齢者のニーズに応じて、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供し、地域社会全体として24時間365日を通じた対応が可能なシステムである地域包括ケアシステム構築のためのツールの一つとして地域ケア会議を活用していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助、共助、公助の適切なコーディネート及び資源やサービス等の開発により地域包括ケアシステムを実現可能にしていきます。

そのために、ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業、孤立死とその防止のための見守り体制、自治会、町内会、地区社協、民生委員、老人クラブ等、地域住民が主体となって実施する地域活動（訪問活動、サロン、趣味活動等の居場所づくり）と連携協働していきます。



個別地域ケア会議

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

人員確保・育成

現在、包括2職種で業務を行っています。総合事業に移行となり、業務の量は増えてはいます。今後も今までと同様に、所内・法人内の人材の登用や新規採用を適宜実施していきます。

育成については、積極的に研修会に派遣します。一人ひとりの利用者のケアマネジメントについては、毎朝、包括内ミーティングを実施し、情報共有および情報交換を行い検討も行っています。チームでコミュニケーションを図り、サービスの質を高め、職員のモチベーションの維持を大切にしています。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント指針に基づき業務を行っています。月に一度、業務改善会議を開催して業務の効率化についての検討や、より質の良いサービス提供を行えるようにチームの課題に対する包括内研修を実施しています。

業務委託の考え方

居宅介護支援事業所の多くは、介護予防支援委託に関してどちらかというと積極的ではない状況にあると思われます。そのため日頃から事業所ケアマネジャーとの顔の見える関係性を積極的に行っており、良好な関係性が構築できていると考えています。委託先の居宅介護支援事業所を対象として、年に一度、介護保険制度改正等や介護予防プランに関する疑問等を解消すること、顔の見える関係性構築を目的としてケアマネジャー同士、ケアマネジャーと包括との意見交換会を実施しています。今後もより良い関係性を築くために維持していきます。

委託業務選定方法について

利用者の希望で他の居宅介護支援事業所を選択された場合に、適正に委託業務を依頼していきます。

委託の必要性があった場合には、居宅介護支援事業所を紹介ではなく情報提供を行い、利用者及び家族で検討してもらい、自己決定してもらおうよう行っていきます。

介護予防を進めるための計画

フォーマルサービスありきの介護予防プランではなく、アセスメントを正確に行い、ニーズを把握したうえでフォーマルサービス、インフォーマルサービスにつなげます。そのために地域交流や生活支援との連携を図り、地域の情報を把握していきます。月に一度の4職種会議において地域の情報共有や情報交換等を行います。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、ご利用者の主体的な活動と参加意欲を高める働きかけをします。個々の高齢者の状況に応じて、具体的な目標を明確にし、総合的効果的な支援計画を作成します。さらに、地域の社会資源を活用するとともに、介護予防の観点より「非該当」から「要支援者」まで連続的で一貫したマネジメントを実施していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続する事ができるよう、フレイル予防の4つの柱（運動、口腔、栄養、社会参加）についての情報提供や実践的な講座を一体的に行い、社会参加による介護予防の効果を伝えながら、フレイル予防に主体的に取り組むことができるように進めていきます。さらに、地域診断からみえた健康課題、地域課題の解決に向けて、区と連携を図りながら、優先課題を抽出し、効果的な支援方法を検討しながら取り組みます。

地域介護予防活動支援においては、講師の派遣調整など介護予防グループの運営に関する継続的支援を行い、また地域の状況を見極めながら、地域包括支援システム構築のため、徒歩圏内に新たな活動拠点の立ち上げを目指していきます。

介護予防の人材育成にも着目し、養成講座の実施や地域に密着して関わりをもっている団体や地域役員などに協力を依頼していきます。

地域の介護保険外の社会資源を活用するとともに、介護予防の効果を高める視点から、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫したマネジメントを実施していきます。

事業実施内容

令和5年度参考

1. 食を楽しむ簡単クッキング講座～男子厨房に入ろう！～（春～夏の4回連続講座）

男性対象のGOGO健康講座。栄養面やフレイル予防を学ぶだけでなく食を楽しむ男性同士のつながりをつくる

2. モルック体験講座（春、秋）

脳トレと運動を兼ねたモルックという活動を通して、社会参加、健康づくりを図る

3. 膝腰元気講座（冬の3回連続講座）

スポーツ協会講師による姿勢測定（A I）、背骨コンディショニング

閉じこもり傾向の方に向けた講座。不調改善と意欲向上、外出や仲間づくりを図る

4. 出張型フレイル予防講座(6, 7, 10, 12月)

マンション集会室や町内会館、店舗などケアプラザ以外での場でのミニ講座

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括支援センターを核にするネットワークづくりと、区エリア、市エリアとするネットワークづくりを連続させて位置づける必要があります。地域包括ケアシステム構築を実現するためには、地域包括支援センターエリアでのネットワークを中心に、小学校区や日常生活圏域、区、市のネットワークが重層的に連続性をもって構築されていく必要があります。

地域課題を基に生活支援サービス等の新たな社会資源の開発や政策提言につなげていくために、PDCA サイクルを活用します。PDCA サイクル計画に基づき、積極的に生活支援サービスの開発に関与していきます。同時に地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含めた4職種で、新羽地区の「ひとつプラン推進会議」や地区民児協定例会、地域のインフォーマルサービス等の運営会議への出席や協働をしながら、地域の課題把握や情報収集並びに活動支援していきます。

一方、地域包括支援センター2職種がケアマネジャーやサービス事業所への地域の情報提供を随時行っています。さらに「地域密着型デイサービス運営会議」や「認知症対応型共同生活介護運営推進会議」に出席し、地域情報を共有及び提供しながら地域との顔の見える関係構築の橋渡しを行っています。

このような働きかけを継続的に行いながら、それぞれ個々の分野のネットワークから、福祉・保健・医療、さらには地域へとつながる地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれた環境等に応じて、自立した日常生活を営むことができることを目標とし、居宅サービス計画書を作成し、法令遵守とともに提供されるサービスが自法人の通所介護を含め、特定の種類や事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に調整し、多様な事業所等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう努めます。

そのために、介護支援専門員の資質向上を目的とした研修等自己研鑽の機会を設け、所内、法人内、地域での事例検討会や研修に参加し能力向上に努めます。

地域のサービス事業所やインフォーマルサービス等の情報収集を行い利用者につなげ、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア団体等との緊密な連携を図ります。

要介護状態の軽減もしくは悪化防止、予防に資するような総合的なサービス提供の調整にも努めます。

サービス提供は新羽町、北新横浜を基本エリアとし、地域包括支援センターおよび介護予防支援事業者と密接に連携し、要支援であっても積極的に受け入れ担当していきます。困難事例などは日々情報共有を重ねてチームを組んで関わり、一体的な事業運営に努めて参ります

現在管理者常勤兼任 1 名、常勤専従 1 名および非常勤 1 名のケアマネジャーで業務を行っており、土日祝日もシフトで勤務することにより、総合相談の窓口をサポートするとともに、就労・遠方の利用家族にもご相談しやすい環境を維持していきます。

常勤 2 名は主任介護支援専門員を取得しており、さらに支援体制を強化するとともに、地域のケアマネジャー支援を進めてまいります。

定期訪問以外でも緊急時には、迅速に訪問して対処し、家族や関係機関への連絡を行います。また区福祉保健センターの担当や、民生委員等と、日々の業務の中の連絡・相談で連携をとり、幅広い視野での支援・見守り体制を築きます。

(6) コミュニティハウス運営事業

ア 施設の運営計画

(7) 設置理念を実現する運営内容

コミュニティハウスの設置理念に従い、地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるため、どのような運営を行うのか、具体的な取組を記載してください。

コミュニティハウスは通学路に面し、小学生や地域の方が気軽に立ち寄ります。また北新横浜・新羽は核家族の転入も多いエリアで、集まれる場所や活動の情報を求めて来る方が多いエリアです。

子どもから高齢者まで幅広い層の誰もが気軽に利用し、様々な活動をきっかけに、地域コミュニティの醸成や地域の連携が実現します。

地域住民が自ら生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めるための場を提供します。

地域住民の福祉の向上を図るための自主事業の企画を通じ、自主的な活動を支援していきます。

ケアプラザのようにその活動が福祉保健の活動に特化しているのではなく、取り組みやすいスポーツや趣味等のサークル活動の、仲間との交流を通して互いに支え合い、その支えあいを広げていく場としていきます。

活動内容を超えた出会いは、法人が希求する『誰もが主体となって尊重されて暮らす社会』への近道でもあります。小さな館にも関わらず大きな懐の地域、大勢の来館者に恵まれた駅近のコミュニティハウスは、生まれながらに持つ“その人らしく暮らす権利”を相互に尊重しあう社会に向けた地道な突破口にもなり、法人のメッセージや他事業所の暮らし、活動を発信する窓口ともなります。



認知症サポーター養成講座の感想



小学生の作品展示

(ウ) 利用者サービス向上の取組

施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、提案があれば具体的に記載してください。

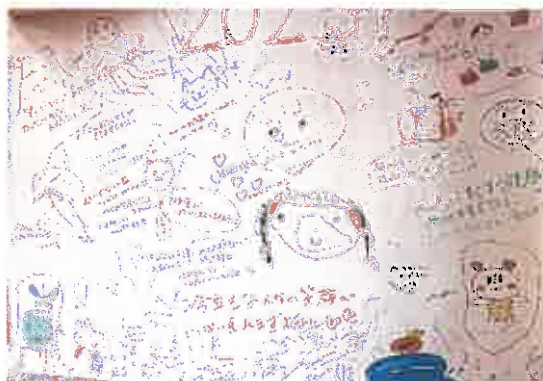
- ・ケアプラザ同様利用者アンケートや、利用者説明会、毎月の予約会等の場でご意見を伺い、いただいたご意見は、スタッフで共有し、改善や新たに取り入れることができるものは実施します。
- ・ケアプラザと同様、団体が Wi-Fi などのオンラインを活用できるよう支援します。
- ・夜間ご利用団体と学習室の個人利用者を増やすため、施設紹介を広報、ホームページ、フェイスブック、LINE などで積極的に発信します。
- ・館内のご利用方法が年齢・障がいに関わらず分かりやすいよう、表示をします。
- ・他団体の活動状況が分かるよう、利用予約会などでの交流の他、館内の活動チラシを掲示します。

・プレイルーム充実化

日頃より季節ごとの装飾や清掃、おもちゃや本の整備を行うとともに、ケアプラザの団体にもボランティア活動として関わっていただきながら、明るくて清潔な部屋を維持します。

利用者が書き込めるメッセージボードを設置し、利用者どうしが想いを共有したり励まし合うという交流の場を継続します。

利用者に積極的に声をかけ、気軽にお話をしていただける関係性を築き、ニーズに沿ったお誘いや事業の企画に生かしていきます。



メッセージボード

イ 自主事業

自主事業計画の考え方、特徴、独自性、実現性等について説明してください。

ケアプラザ一体型コミュニティハウスである大きな強みを生かした企画を行います。また障がい支援の分野にも多くの支援仲間を持つ、法人の強みも活用して自主事業を計画していきます。

・スマイルサロン（中高年の女性・ケアプラザ共催）

中高年の女性を対象に、趣味や食、健康をテーマにした企画を楽しみながら、身体や心、環境の変化、親の介護等について語り合い、ケアプラザとつながる機会や活用に繋がります。

・子どものための染め物講座（多世代・ケアプラザ共催）

草木染の作品を作り販売する作業所の利用者と職員と共に、染色をしながら障がいを理解を目指します。染色の待ち時間に皆で楽しめるボッチャ等のレクリエーションも行います。

・子育てを楽しむパパ講座（育児中の父親・ケアプラザ共催）

子育てを楽しむ味わうヒントを得ていただくと同時に、パパ友との出会いにもなるような場を作ります。家庭だけでなく地域活動にも興味を持ってもらえるように工夫します。

・わくわく広場（多世代）

絵本、製作、体験等「たのしみ」をモチーフにしたプログラムを実施しながら、多世代交流や、生きがい発見に繋がります。

・にっぽらっぱフェスティバル（多世代・ケアプラザ共催）

団体による体験プログラムや作品展示の他、作業所のショップ、お楽しみコーナーなどで、楽しいことから施設を知ってもらおうと共に、新たな活動や人との出会いとなる総合イベントです。

・ドレミっぱ♪新羽音楽会（多世代・ケアプラザ共催）

誰もが楽しめるコンサートの場を通じ、多世代交流を図ります。

・オレンジの輪プロジェクト（多世代・ケアプラザ共催）

認知症啓発カラーであるオレンジ色の折り鶴の展示、認知症について話せる場（ミニコンサートやカフェ）、映画会・講演会等をケアプラザや地域と協働で行いながら認知症理解を広めます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額は「提案額」ではありますが、「上限額」が設定されており、現指定管理期間においても、業務・事業の必要性に対し必ずしも充分ではありません。しかしながら、多様な福祉課題に対処する社会全体の財源は限られている中では、当法人の理念、社会福祉法人としての社会貢献の責務に鑑み、充当可能な収入を活用し、地域ケアプラザの機能を最大限発揮するよう努めます。

一方の経費は、節約・効率と重点配分を心がけます。業務の特性上、人件費や、その育成・研修費は最大かつ最重要です。特に多様化する相談援助業務に関する研修や、より深い知識が必要な認知症に関する研修については積極的に参加し、常に新しい情報や内容を職員全体に周知し地域における役割を果たします。

また、貸館は、地域住民の活動を支援するために、きれいで、使いやすく、安全であることが必要ですので、清掃・保守・修繕等、適切に実施します。

当ケアプラザは、現在、築9年となりますが、地域のための施設ということのを忘れずに、維持管理を徹底します。次の指定管理期間も同じ努力を続けていきます。

また、万が一の事故等の場合に適切に責任が果たせるよう、十分な賠償保険に加入します。災害時に福祉避難場所の役割を担うため、備蓄を管理し、職員研修を行います。

来館者の安全のために、防犯カメラの増設、自動ドアの引き幅の変更、自動ドアのスイッチ変更、エレベーターの非常用バッテリー交換などを建物所有者に適切に働きかけ、工夫を重ねており、今後も続けていきます。

(2) 収支計画

ア 収入計画の考え方について

収入計画の基本的な考え方、特徴、独自性、実現性等について説明してください。

コスト意識を持って節約できるところは最大限節約し、指定管理料収入で該当の業務をまかなう努力をしつつ、ケアプラザの設置目的に資する運営を目指していきます。

デイサービスが無いため、収入を上げる主な手立ては居宅介護支援（ケアマネジャー）部門となります。部門だけで収支バランスを取るのが難しい制度上の問題はありますが、2名体制で取れる最大限のケアプランを担当しながら、収支の維持を目指してまいります。

イ 増収策について

自主事業収入及び雑入についての増収策と積算根拠等について具体的に記述してください。

自主事業において材料や資料が必要なものにおいては、企画事業の継続性のためにも適正な参加費を徴収します。

居宅介護支援（ケアマネジャー）部門も制度上可能な最大限プラン数を担当するとともに、区役所からの介護認定調査を受託し、住民の介護認定までの時間短縮に貢献するとともに収入を上げる一助としていきます。

ウ 支出計画の考え方について

支出計画の基本的な考え方、特徴、独自性、実現性、利用者サービスや修繕費などへの経費配分の考え方等について、運営費等の経費削減の観点も踏まえ、具体的に説明してください。

業務委託契約や物品購入・リースについては、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底するとともに、当法人の他事業所と合同入札を実施する等、さらに経費節減につながる工夫をします。またガスや電話・事務機器リースの契約の見直し等、今まで様々な業者の節減提案を真摯に検討して有効なものは取り入れてきましたが、今後も同様にしていきます。

事務所に全館空調のスイッチがあることを活かし、人の流れがないフロアをまめに切っています。高騰している電気については、一度に流れる電気量を抑え、効率よく各フロアの空調が使えるよう電気削減システムを導入し、管理画面により適切に空調管理することで電気代を抑えています。

人件費に関しても拡大していく業務に対し、各部署の職員が効率よく協働できるよう情報共有を会議などで密に図り、他部署の応援なども得ながら残業時間の削減を目指します。

外部に依頼すると出張費がかかる修繕や点検についても、独自に確認できるメンテナンス専任スタッフが休館日に活動することで費用を抑えています。

自動車のガソリン使用についても、ドライブレコーダーによる運転評点システムを導入し、安全で効率的な運転をできるよう確認しつつ支出費用を抑えます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における指定管理業務の実績を記載してください。

(1)につばらっぱフェスティバス

ケアプラザ・コミュニティハウスの共催のみならず、可能な年には同館5階にある『地域生活支援センター海』『海相談室』との共催でまつりを開催してきました。

(2) 地域支援

- ・新羽地区地域福祉保健計画
(ひっとプラン)の各部会サポート
- ・地区社協研修や事業のサポート

- ・認知症の理解を広げる
オレンジの輪プロジェクトの地域との共催
- ・各町会ごとの特徴やご希望に合わせ、
話し合いや行事のサポート
- ・協議体を軸として地域の新たな魅力を住民の皆様と再発見
(おさんぽマップづくりなど年配の方の社会参加を促す機会の創出)



オレンジの鶴を通じた高齢者施設とのつながり

(3) 学校サポート

- 中学生への認知症サポーター養成講座実施
- 小学校総合学習のサポートや講師紹介
- 高校ボランティア部と地域ボランティア活動(地域食堂や保育園)の交流支援
- 運営協議会への相互参加による意見・情報交換

(4) 部門間の連携

- 認知症カフェの開催支援で地域包括支援・生活支援・地域交流などが協働
- 認知症への理解を広めるオレンジの輪プロジェクト映画会やトーク、講演会での協働
- 身体を知ろう!など介護予防、健康維持に関わる企画や
- 保健活動推進委員活動のサポートでの協働

(5) 指定管理者に対する「第三者評価」の受審について

令和3年2月にNPO リブ・グリーンによる第三者評価を受審しました。
その結果は、すべての領域で適切に管理運営していると評価していただきましたが、今後も引続きより良い施設運営と市民サービスの向上に職員一丸となって努力いたします。

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

前期指定期間において、委託部門の職員は全職種欠員なく、期間を通して100%の充足率でした。同じ職員が定着したことで地域のサポートにおいても経験を積むことができ、専門性を高めるとともに所内で意見交換をしながら業務を進めていくことができました。

横浜市新羽コミュニティハウス自主事業計画書

事業名	①募集対象	自主事業予定額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
スマイルサロン	女性	30,000	30,000	0	30,000	0	0
	10人						
	0円						
子どものための染め物講座	小学生	8,000	5,000	3,000	0	8,000	0
	10人						
	300円						
子育てを楽しむパパ講座	父親男性	10,000	10,000	0	8,000	0	2,000
	15人						
	0円						
わくわく広場	一般	30,000	30,000	0	20,000	10,000	0
	30人						
	0円						
にっぽらっぱフェスティバル	一般	30,000	30,000	0	0	10,000	20,000
	0円						
ドレミっぱ♪新羽音楽会	一般	25,000	25,000	0	25,000	0	0
	40人						
	0円						
オレンジの輪プロジェクト講演会ほか	一般	20,000	20,000	0	15,000	5,000	0
	60人						
	0円						
合計		153,000	150,000	3,000	98,000	33,000	22,000

横浜市新羽コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
スマイルサロン	中高年の女性対象。主に 30～50 代という人生の後半を考え始める世代を対象に、趣味や食、健康等をテーマとした企画を楽しみながら、身体や心の変化、環境の変化などについても語り合います。親の介護ことなど先々起こることもテーマにし、ケアプラザや地域包括支援センターとつながる機会や活用に繋がります。	連続講座
子どものための染め物講座	多世代対象。障がいの方への支援もしている横浜共生会ならではの企画です。草木染の作品を作り販売する作業所のご利用者スタッフ（講師）とともに、染色を体験しながら、障がいについて知る多世代交流の機会です。染まるのを待つ間に一緒に楽しめるボッチャ体験などのレクリエーションも行います。	年 1 回
子育てを楽しむパパ講座	育児中の父親や対象。子育てに奮闘するパパに、子育てを楽しむ味わうヒントを得ていただくと同時に、今後のためのパパ友との出会いもできるような場を作ります。ご自身のご家庭で生きることだけではなく、地域活動にも興味を持ってもらえるように工夫します。	連続講座
わくわく広場	多世代対象。絵本、製作、体験等「たのしみ」をモットーにしたプログラムを実施しながら、多世代交流や、生きがい発見に繋がります。親子に限らず、多世代に来てもらうことにより、その場を次は自分たちが作れたら・・・と循環して思ってもらえることを目指します。	年 3 回
にっぽらっぱフェスティバル	多世代対象。団体の皆様に体験プログラムや展示にご協力いただくほか、作業所のショップ、子どものお楽しみコーナーなどを作り、楽しいことから施設を知ってもらおうと同時に、新たな活動や人と人との出会いを知るきっかけとなる総合イベントです。	11 月下旬の土日
ドレミっば♪新羽音楽会	多世代対象。誰もが楽しめるコンサートの場を通じ、多世代交流を図ります。	年 2～3 回

<p>オレンジの輪 プロジェクト</p>	<p>子どもから大人まで多くの人知っている折り鶴を作 って展示したり、認知症について話し合う場を持つミニ コンサートやカフェ、映画会・講演会などを行いながら、 多世代に向けて認知症理の解を広める企画を地域団体 やケアプラザと協働して行います。</p>	<p>9 月を中心に通年 開催</p>
--------------------------	---	-------------------------

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市新羽地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳 (施設長、地域活動交流コーディネーター、サブ コーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,170,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (施設長、地域活動交流コーディネーター、サブコ ーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件 費)	440,000
事業費 (税込)		300,000
事務費 (税込)		3,109,980
管理費 (税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費 (各種保守点検)	3,190,020
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
合 計		19,684,000

※1 : (施設長基礎単価×配置予定人数 (0.24 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)		
事務費(税込)		
利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	
合 計		5,875,000

※ 2 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(施設長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	14,010,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(施設長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	494,000
事業費(税込)		200,000
事務費(税込)		1,922,020
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検)	847,980

指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		18,230,000

※3：(施設長基礎単価×配置予定人数 (0.36 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)		154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	19,684,000	19,684,000	19,684,000	19,684,000	19,684,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,875,000	5,875,000	5,875,000	5,875,000	5,875,000
		地域包括支援 センター運営(c)	18,230,000	18,230,000	18,230,000	18,230,000	18,230,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	43,943,000	43,943,000	43,943,000	43,943,000	43,943,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
		居宅介護支援 事業	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000
	その他収入		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	収入合計 (A)		52,443,000	52,443,000	52,443,000	52,443,000	52,443,000
	内 訳	人件費	38,444,000	38,704,000	38,964,000	39,224,000	39,484,000
事業費		954,000	964,000	974,000	984,000	994,000	
事務費		6,287,000	6,287,000	6,287,000	6,287,000	6,287,000	
管理費		4,038,000	4,088,000	4,138,000	4,188,000	4,238,000	
消費税等		1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	
その他		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
支出合計 (B)		50,943,000	51,263,000	51,583,000	51,903,000	52,223,000	
収支 (A - B)		1,500,000	1,180,000	860,000	540,000	220,000	

単独団体名・共同事業体名	社会福祉法人 横浜共生会
施設名	横浜市新羽コミュニティハウス

令和6年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料

(単位：千円)

提案額 (a)	8,908
※区指定上限額 (b)	8,908
差引 (a) - (b)	0
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%

指定管理料＝小計【イ】を記入
※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。

II. 令和6年度収支予算書(総括表)

1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	3	
雑入 [B]	0	
小 計 【ア】 ((A) + (B))	3	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	8,908	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ((C))	8,908	指定管理料
収入合計 ((ア) + 【イ】)	8,911	

2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	5,600	
事務費 [b]	639	
自主事業費 [c]	150	
管理費 A (光熱水費等) [d]	1,287	
管理費 B (保守管理費等) [e]	675	
公租公課 [f]	560	
事務経費 [g]	0	
支出合計 【ウ】 ((a) + (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g))	8,911	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	社会福祉法人 横浜共生会
施設名	横浜市新羽コミュニティハウス

令和6年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	自主事業	参加費	ア	3
			イ	0
			ウ	0
			エ	0
			オ	0
		小 計		[A]
雑入	印刷代		カ	0
	自動販売機手数料		キ	0
			ク	0
			ケ	0
			コ	0
			サ	0
		小 計		[B]
小 計 【ア】		施設運営収入計		3 [A]~[B]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	社会福祉法人 横浜共生会
施設名	横浜市新羽コミュニティハウス

令和6年度収支予算書

2 支出の部内訳 (ニーズ対応費除く)

(単位:千円)

項 目		内 容 等	金 額		
人件費	正規雇用職員		ア	1,570	
	臨時雇用職員		イ	3,540	
	対象外の人件費		ウ	490	ウ-1~ウ-4
	通勤手当		ウ-1	400	
	健康診断費		ウ-2	30	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3	20	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4	40	
	小 計		[a]	5,600	ア~ウ
事務費	旅費		エ	0	
	消耗品費	事務用品・インクカートリッジ・封筒ほか	オ	250	
	会議滞在費		カ	0	
	印刷製本費		キ	0	
	通信費	電話・インターネット使用料・郵便代・NHK受信料	ク	150	
	使用料及び賃借料		ケ	39	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1	0	
	その他	AED賃借料	ケ-2	39	
	備品購入費	マイク・照明器具・衝立等	コ	200	
	図書購入費		サ	0	
	施設賠償責任保険		シ	0	
	職員等研修費		ス	0	
	振込手数料		セ	0	
	リース料		ソ	0	
	手数料		タ	0	
	地域協力費		チ	0	
			ツ	0	
			テ	0	
	小 計		[b]	639	エ~テ
	自主事業費		[c]	150	
管理費 A	電気料金		ト	1,207	
	ガス料金		ナ	0	
	上下水道料金		ニ	80	
	小 計		[d]	1,287	ト~ニ
管理費 B	清掃費	日常清掃・定期床清掃・窓ガラス・エアコン掃除・換気扇類	ヌ	500	
	修繕費		ネ	20	
	機械整備費		ノ	95	
	設備保全費		ハ	60	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守	室外・室内空調機保守	ハ-1	30	
	消防設備保守		ハ-2	0	
	電気設備保守		ハ-3	0	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4	0	
	駐車場設備保全費		ハ-5	0	
	その他保全費	熱交換器清掃・水質検査	ハ-6	30	
	共益費		ヒ	0	
		フ	0		
		ヘ	0		
小 計		[e]	675	ヌ~ヘ	
公租公課	事業所税		ホ	0	
	消費税		マ	560	
	印紙税		ミ	0	
	その他 ()		ム	0	
	小 計		[f]	560	ホ~ム
事務経費	本部分		メ	0	
	当該施設分		モ	0	
	小 計		[g]	0	メ~モ
小 計 【ウ】	施設管理運営経費計	8,911	[a]~[g]		

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。

団体の概要

(令和 5年 2月 15日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまきょうせいかい) 社会福祉法人 横浜共生会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-6 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成5年12月24日
沿革	平成5年12月 社会福祉法人横浜共生会 設立認可、登記完了 平成7年4月 横浜らいず・新吉田地域ケアプラザ事業開始 平成12年8月 横浜市下田地域ケアプラザ事業開始 平成13年10月 しんよこはま地域活動ホーム事業開始 平成14年12月 横浜市樽町地域ケアプラザ事業開始 平成15年5月 花みずき事業開始 平成16年4月 地域生活支援センター海事業開始 平成16年7月 らいず丘の上診療所開設 平成16年12月 地域活動ホームどんとこい・みなみ事業開始 平成21年6月 地域活動ホームガッツ・ビーと西事業開始 平成26年5月 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス事業開始 その他、グループホーム22ヶ所、生活介護事業所/地域活動支援センター11ヶ所、障害児通所支援事業所1ヶ所を平成9年以降に順次開所。
事業内容等	第一種社会福祉事業 障害者支援施設 2ヶ所 第二種社会福祉事業 老人デイサービス/老人介護支援センター 3ヶ所 障害福祉サービス事業33ヶ所 相談支援事業 4ヶ所/移動支援事業 1ヶ所 地域活動支援センター 4ヶ所/障害児通所支援事業1ヶ所 診療所 1ヶ所 / 地域生活支援事業 3ヶ所 居宅介護支援事業 4ヶ所/コミュニティハウス 1ヶ所 地域包括支援センター 4ヶ所 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業4ヶ所 収益事業 障害者の作品の販売 /介護用品等販売 /不動産貸付業

	年度	元年度	2年度	3年度
財務状況	総収入	3,662,769,498	3,665,474,081	3,650,668,158
	総支出	3,589,578,721	3,584,148,251	3,623,077,952
	当期収支差額	73,190,777	81,325,830	27,590,206
	次期繰越収支差額	1,518,839,297	1,600,165,127	1,627,755,333
	連絡担当者	【所 属】 法人本部 【氏 名】 ██████████ 【電 話】 045-592-1011 【F A X】 045-592-0105 【E-mail】 ██████████		
特記事項				